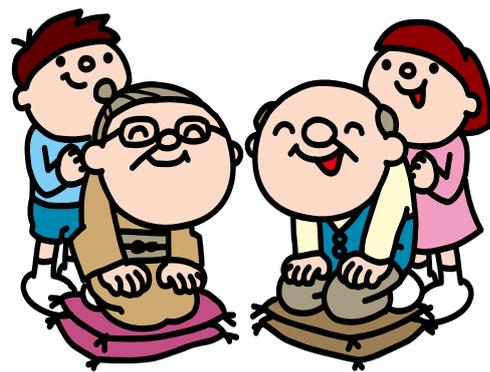


後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)の お知らせ



平成 19 年分の所得状況が確定したので、「北海道後期高齢者医療広域連合」で被保険者の皆さんの年間後期高齢者保険料額が決定されました。7月中旬に保険料額をお知らせする「保険料額決定通知書」をお送りします。

この保険料の納め方について説明します。

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)は、75歳以上すべての方と、65歳から74歳までの方のうち一定の障がいがあると認定を受けた方を対象とした新しい医療制度です。

75歳以上の方などは、3月末まで、国民健康保険や被用者保険などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていました。4月からはこれらを脱退し、新しく創設された後期高齢者医療制度で医療を受けることになりました。

■保険料の納め方

以下のいずれかの方法で納めていただきます。

■特別徴収

年金からの天引き

■普通徴収

納付書などにより
金融機関で納める。

〔現在、特別徴収されていない方〕

年金からの天引きをされていない方

〔特別徴収の方〕

4月から年金からの天引きをされている方

決定された年間保険料額から仮徴収額(4月、6月、8月分)を差し引いた額を、残りの納期(10月、12月、2月)にそれぞれ分けて徴収します。

① 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方、又は介護保険料を特別徴収(年金からの天引き)されていない方

② 後期高齢者医療保険料額と介護保険料額の合計が、特別徴収(年金からの天引き)の対象となる年金額の半分以上を超えてしまう方。
※複数の年金を受給している場合、介護保険料を徴収されている年金で判定します。

上記の①または②に該当する方は、特別徴収(年金からの天引き)はされません。納付書をお送りしますので、お近くの金融機関で納めてください

③ 平成19年10月2日から平成20年4月1日までの間に75歳となった方（もしくは障がい認定を受けた65歳から74歳までの方）

④ 平成20年3月末までは、被用者保険※の被保険者（本人）だった方

- 4月から9月までの保険料については、納付書をお送りしますので、お近くの金融機関で納めてください。
- 原則として10月に支給される年金から特別徴収（年金からの天引き）が始まります。
- 左頁の①または②に該当する方は、10月以降も引き続き納付書で納めていただきます。

※ 被用者保険とは

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や建設国保・医師国保などの国民健康保険組合は含まれません。

⑤ 平成20年3月末までは、被用者保険※の被扶養者だった方

- 4月から9月までは、保険料は徴収されません。（注意）被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料が徴収される場合がありますが、被扶養者であったことが広域連合において確認でき次第、徴収した保険料をお返しします。
- 原則として10月に支給される年金から特別徴収（年金からの天引き）が始まります。
- 左頁の①または②に該当する方は、特別徴収（年金からの天引き）はされません。納付書をお送りしますので、お近くの金融機関で納めてください。

⑥ 平成20年4月2日以降に被保険者となった方

- 今年度の保険料については特別徴収（年金からの天引き）されません。
- 納付書をお送りしますので、お近くの金融機関で納めてください。
- 原則として来年4月に支給される年金から特別徴収（年金からの天引き）が始まります。（左頁の①または②に該当する方を除く。）

● 口座振替のご利用をお願いします

保険料を年金から天引きされない方につきましては、口座振替をおすすめします。

一度申し込みをしていただければ、ご指定の口座から毎月自動的に振替させていただきます。

納めるのを忘れてたり、わざわざ金融機関に納めに行く必要がなくなります。

口座振替の申込書は普通徴収の対象となる方へ事前にお送りしておりますが、もしお手元にない場合は町内の金融機関または役場の窓口でお渡しいたします。

口座振替の申込書は、金融機関の窓口で直接提出してください。

■ 問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合

（☎ 011 - 290 - 5601）

役場住民課国保・後期高齢者医療係

（☎ 23 - 2467）

